

ワークショップ等まとめ素案に対する逗子の未来協議会の意見

表記の説明：

- ◆ : ワークショップ等まとめ素案に対する修正意見
- 【差替】: ワークショップ等まとめ素案の差替案の提案
- 【追加】: ワークショップ等まとめ素案にはない項目の追加の提案

I 総則

- ◆ 「逗子市」という表現を抜いても逗子らしさが出ているものを。独自性、特長を盛り込めれば。
- ◆ 例えば、今ある課題「街なかの緑」にポイントを当てていく。
- ◆ こういうふうに住らしたい。描かれていない。
- ◆ 何を解決していきたいか。より具体的に明記したほうが良い。前文で理念は描かれているが…。それが「まちの特徴」。

(目的)

第1条

- ◆ 「基本理念及び基本原則」「責務等」は、意味が分からない(どこで分らせる?)この表現をやめてもらいたい。一方で、責務という言葉は必要という意見あり→他市では有る。市民も市(行政)も議会も「責務」。
- ◆ 市民参加は選べる(「責務」の表現でなくてもよい)
- ◆ 「責務等の基本的事項を定め、併せて市政運営に係る基本的事項を定める」は、表現を変えてほしい。
- ◆ 「責務」という言葉の使い方に注意が必要。子どもにわかりにくい。環境問題等、限定的なところで使用したほうが良い。それ以外では言い換えを。別の言い方を考えると、役割、責任?今後要検討。責務というワードを使わない方がよい、言い換えを!
- ◆ 「市政運営」の定義は?
- ◆ 「こういうふうに住らしたい」は、この表現で良いのか。
- ◆ 「こういうふうに住らしたい」は「暮らしていきたい」でも良いのでは?

(用語の定義)

第2条

- ◆ 第8条に記載されている「事業者」の定義を入れた方がいい。
- ◆ 市職員を明記する。
- ◆ 「市政」を定義する必要がある。

(1) 市民

- ◆ 住民と市民の違いを明らかに。市内に住む者は「住民」。
- ◆ 「働く者」は、定職なのか、出張で来るものも含むか。すべて含むということ
を市職員で共有する必要がある。

(2) 行政

- ◆ 当条文の中に市職員の規定がない、行政と市民の協働の重要な担い手たる職員
の規定が欠落しており訂正すべきである。
- ◆ 職員も行政を担う一員であるので、含めるべき。
- ◆ 「市長」の後に、(職員を含む。)を挿入。
- ◆ 「市長」は、市の職員全体を指し
- ◆ ているので「市長及び市職員」ではないか。「市長」は市長そのものを指して
いるところと、行政全体を指しているところがある。2つの意味を持たせると
わかりにくい(多義的)。2条は市全体で、10条は市長個人。2条をこの
ままとするなら、10条を「市長個人」とした方がよい。
- ◆ 職員を入れる。職員は、重要なパートナー、一番支えている。
- ◆ 「選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会」は、い
る？わかりづらい。行政事務を担うもの。

(3) まちづくり

- ◆ 「まちづくり」広い？

(4) 参加

- ◆ 「参加」広い？自治だけでない。
- ◆ 「市政」とはそもそも何か？

【差替】

誰もが「暮らしやすい」と感じることのできる地域社会をつくるためには、市民が市政に主体的にかかわることが必要です。市民が話し合いの場に加わり、意見や提案をするなど市民の参加のもとで市政が行われることを“参加”の原則と位置付けます。

(5) 協働

- ◆ 「協働」は定義できないとかんじる……適切な言葉に置き換えるきだ。

資料 P. 99 のワークショップ「逗子の未来協議会」での意見中

①協働という言葉、日常的であまり使われていない、イメージしづらい。

②協働 市から働きかけ?⇒やらされ感

③協働←自分の方から提案できるイメージ 双方向から

協働は古くから日本社会において使われた概念ではなく近年になって作られた「造語」であるため論者において微妙に異なることがあり、まとめ素案にある意見においても混乱が見られますのでご意見いたしました。

- ◆ 「協働」は、この表現で良いのか。
- ◆ 「まちづくり」は地域づくり?

【差替】

市民と市が暮らしやすい地域社会を築いていくために、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立って、協力し合っていくことを“協働”の原則と位置付けます。

【追加】情報共有

市民は、市が持っている情報にアクセスし、それを活用することによって、自らの暮らしを豊かなものにすることができます。このことを“情報共有”の原則と位置付けます。また、この原則は市民の参加や協働の取り組みを広げるためにも必要なものです。

(6) 市民自治

- ◆ 自治会等ではなく市民単位が良い。

(基本理念)

第4条

- ◆ 重要な基本理念である市民自治の確立、担保等の文言が欠落、川崎市の自治条例第4条が望ましい。

＜参考＞川崎市自治条例第4条

第4条市民及び市は、次の掲げること基本理念として市民自治の確立を目指します。

(1)市民は地域社会の課題を解決してゆくことを基本として、その総意によって市を創立し、地域社会における自治の一部を信託していること。

(2)市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。

(3)市は、国及び神奈川県と対等的な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営

を図り、自治体としての自立を確保すること。

→現状素案では当たり前の記載でしかなく、全くインパクトがない。

- ◆ インパクトなし、川崎の方がいい。
- ◆ 上っ面のきれいごとしかない。
- ◆ 緑を含めたまちの景観。
- ◆ 逗子らしさが表現されるように。
- ◆ 具体的な方が良いのでは？基本理念が抽象的なので、「市の課題を解決するために市民が参加する」のような内容が良いのでは？第5条第1項第4号に書いてはあるけど、第4条に入っているのも良いのでは。大事なことなので重複しても良い。
- ◆ 第1項の「まちづくりを進めます。」は「まちづくりを進めていきます。」にする。
- ◆ 第1号の「思いやる心もちます。」は、表現としておかしい？「ましょう」の方が良いのでは？
- ◆ 第2号の「コミュニティ」は、他の言葉に！
- ◆ 第3号の津波、防災について、もう少し具体的に。道路交通、車だけでなく、歩行者（ベビーカー、車いす）も含めた区画整理。
- ◆ 第4号の「豊かな自然環境」は、緑、もう少し具体的に。

（自治運営の基本原則）

第5条

- ◆ 川崎市自治条例の2項の市民が参加、協働をしないことによる不利益回避条項を加えるべき
＜参考＞川崎市自治条例第5条2項
2. 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別な不利益を受けることのないようにします。
- ◆ 第2号は、不参加に対する不利益がないように。（7条に書いてある？）基本原則で書くべき。
- ◆ 第3号の「協働」は、表現を直す。

Ⅱ まちづくりの担い手

(市民の権利)

第6条

- ◆ 限られた在世営の中で最大限の公益を享受できる権利
- ◆ 第6号として、その他を入れてはどうか？
- ◆ 第9条から第11条を先に持ってくる。議会、市長の役割を先に描けば、ここまでやってくれるというふうに見える。→自発的に市民が動かない。
- ◆ 第1号から第5号の順番はどうするか？第2号を最初にした方がよいのでは？前文でも同じ内容が書かれているので、印象付けられる。
- ◆ 順番を第2号、第5号、第3号、第4号、第1号に。最後に第1号にしてはどうか。第1号が前提にあるので、他のことができるのではないか。
- ◆ 並び、順番については、何を重要とするかを考えた方がよい。

【差替】(3)市民等は、市及び議会が保有する情報を知る権利を有しています。

(市民の責務)

第7条

- ◆ 「責務」は重いのでは？押しつけ感あり。中学生でもわかる単語がいいのでは？「責任」や「役割」の方が良いのか？
- ◆ 第1項第1号の「この場合において、市民は、まちづくりに取り組まないこと等により、不利益は受けません。」は、わざわざいらぬ。前向きな条例なのにマイナス。
- ◆ 第2項の「互いの立場」は、「互いの意見や立場」
- ◆ 第3号の「自ら課題の解決」は、「自主的かつ積極的に課題の解決」
- ◆ 第4号の「公共的な視点に立って」はいらぬのでは？
- ◆ 第5号「環境の保全」と第6号「自然環境を守ります」は、まとめて一つにする。
- ◆ 第5号と第6号は必要か？強すぎる？市民に責務を負わせすぎでは→他とのバランス悪い。
- ◆ 第6号を最初(第1号)にしてみてもどうか？前文と同じように考えてみれば。

【差替】市民は、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組むよう努める。

- 2 市民は、まちづくりに参加又は不参加を理由に不利益を受けない。
- 3 市民は、市政の運営に関し、市議会及び市の執行機関を注視し、市民の信託

- に的確に応えているかどうかを見守るよう努めます。
- 4 市民は、良好な環境を次世代に引き継ぐ責任を持ちます。

(事業者の責務)

第8条

- ◆ 事業者を巻き込む。倫理観を問いたい、途中でやめない。→条文の中に入れる。
- ◆ 事業者の定義を本条又は第2条に規定すべき。
- ◆ 「努めます」は「努めなければならない」
- ◆ 第7条(市民の責務)の第5号及び第6号の内容を、第8条にも規定する必要がある。
- ◆ 市民の安心安全に反するような空き地の建物等(簡単な貸倉庫等)、性犯罪、通学路に死角をつくるような建物、それらを規制するような条例も必要。
- ◆ 事業者の責務についても、自然環境を守るという責務があってもよいのでは?周辺環境の調和とか、他市の条例を参考に。

【差替】 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民、議会及び市と協力して、地域の課題の解決に取り組むよう努めなければならない。

(議会・議員の責務)

第9条

- ◆ 第1項の「議会は、」の後に「市民自治のまちづくりの精神を尊重し」を挿入。
- ◆ 差替版にしたい。

【差替】 議会は、本市の意思を決定する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。
- 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。
- 4 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。
- 5 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。
- 6 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

- 7 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。
- 8 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。

(市長の責務)

第10条

- ◆ 第1項中「逗子市の代表」は、わかりやすい表現（第9条の議会との違い）
- ◆ 第1項の「市長は、」の後に「市民自治のまちづくりの精神を尊重し」を挿入。

【差替】 市長は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち、毎年、行政の運営に関する基本方針を明らかにし、職務を遂行しなければなりません。

- 2 市長は、職員を適切に指揮監督して行政運営を行うとともに、職員能力向上に努めなければなりません。
- 3 市長は、選挙において自らの公約を総合計画に反映させるよう努めなければなりません。
- 4 市長は、長期にわたって在任することによって自治の活力の低下を招かないように努めなければなりません。

(職員の責務)

第11条

- ◆ 第1項中「奉仕者」は、他の表現がないか？
- ◆ 第1項の「職員は、」の後に「市民自治のまちづくりの精神を尊重し」を挿入。

【差替】 職員は、その職責が市民の負託に基づくことを自覚し、この条例に定める原則及びこれに基づいて創設される制度を遵守して、職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、政策能力の向上に努めなければならない。
- 3 職員は、市民等の意向や行政運営上の課題に的確に対応するため、知識、技能の習得に努めなければならない。

Ⅲ 参加と協働によるまちづくり

- ◆ 協働という言葉を使わない方がよいのでは？→協力、参加、参画、こういう言葉を使った方がよい。
- ◆ 協働という言葉があるとよい、どういう意味か？→意味わかってやっているかどうか。行政が専門家にならないといけない。市民としては専門家に頼りたい。
協働の一つの例→市役所をお願いしたらすぐに実行してくれた。
協働は、市民と行政のそれぞれに責任があるのでは？
- ◆ 「協働」協働によるまちづくりについて→「参画・協働」にしてみてもどうか？ごみの減量化は協働にあたるのかどうか？市の方針ではないか。
 - 協働の「働」は、働く→働くことに対して価値（対価）はあるのか。
- ◆ 理解、分担、責任、連携。
- ◆ 参画（アタマ）、参加（アタマ＋（カラダ））、協力（アタマ＋カラダ）
- ◆ 住民→市民 自分＋皆の事に意識を持つ→成熟した市民→市民社会

（情報共有）

第12条

- ◆ 情報公開、フィードバックが必要→求められて公開するもの。
情報共有、それに対するの評価、検証。→（例）逗子市HP：アクセス数で評価。
- ◆ 第1項の「市民、議会及び行政は、」の後に「地域の課題共有に努める」を入れる。
- ◆ 第2項の「適正に取り扱わなければなりません。」は、個人情報重要であるという認識を踏まえた上で、小田原市の例（ワークショップ等まとめ素案P75）のように、「安心して提供することができる環境を醸成するよう努めるものとする」という言い回しがよいのでは？
- ◆ 第3項の「情報共有する機会を設けます」について、市域の課題を知る＆考えることについての内容があればよいのでは？

【差替】 市及び議会が保有する情報は、市民等との共有物であって、市及び議会は、これを適切に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。

- 2 市及び議会は、市政に関し、市民等に積極的に説明する責任を負うとともに、市民等の説明の求めに対して速やかに、かつ、誠実に説明する責任を負います。
- 3 市及び議会は、個人に関する情報を適正に管理し、保護しなければなりません。

(市民参加)

第13条

- ◆ 市民参加させる場所、ほととぎす隊のような組織と参加(会議)、推進の場。
- ◆ 第1項の「あらゆる段階において」は「意思決定の各段階」等に変更した方がよいのでは？
- ◆ 第1項の「機会の保障」の実効性。言わなければ何もしない。具体的な場所をつくる。「目安箱」「組織」
- ◆ 第1項について、対等に話せる、市民から提案する→ボトムアップ。オンブズマンのシステムが必要。まちづくり条例の協議会がうまく使えていない。
- ◆ 第3項の「市民の提案等を行政の計画に反映する仕組み」について、わかりやすく、場を設ける。まちづくり条例にあるが使いづらい。使いやすい仕組み。住民協で話されたことが反映できるように。
- ◆ 第3項の「市民の提案等を行政の計画に反映する仕組み」について、市民参加を無視できない仕組み。

【差替】 市民は、市政に関わる政策等の立案、実施、評価のそれぞれの過程において、自主的に参加することができます。

- 2 市議会及び市の執行機関は、市民が市政に参加する場や機会を多く提供し、誰もが参加しやすい多様な工夫と環境づくりを行わなければなりません。
- 3 前各項に規定する市民参加に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(住民投票)

第14条

- ◆ 「特に必要があると認められるとき」の判断者が行政にしかないように見える。市民初の住民投票ができることを明確にした方がよい。
- ◆ 「別に条例で定める」の別の条例がどの条例なのか分かるような工夫が必要。
- ◆ 参加率をはっきり決める。70%に満たない場合は無効。

【差替】 市民は、逗子市における重要な課題について住民発意による市民投票によりその総意を明確にすることができる。

- 2 市は、市民投票に関する制度を整備するものとし、投票権の範囲、市民投票における情報の取り扱い、投票方法および投票の成立条件等市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。
- 3 議会および市長は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

（協働の推進）

第 15 条

- ◆ 住民協働士の協働。
- ◆ 第 1 項の「相互理解と信頼関係」について、文化はあるが、難しいのではないかと。そうあるべきだが、一人一人意見が違う。

【差替】 市民、事業者及び市は、それぞれ互いに協働しようとするときは、次に掲げる基本原則に基づいてこれを進めるようにしなければならない。

- (1) 対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。
- (2) 目的を共有するとともに、協働の過程、成果その他の情報を公開すること。
- 2 市は、市民又は事業者と協働するに当たっては、これらの者の自発性及び自主性を尊重するものとする。
- 3 市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、協働のまちづくりを推進するため、必要な支援を行うものとする。
- 4 市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

（地域活動の推進）

第 16 条

- ◆ 自治会、町内会等に記載中、住民自治協議会を明確に記載すべき。
→住民自治協議会は地域の問題解決の重要な担い手である。
- ◆ 第 2 項の「自治会・町内会」の後に「住民自治協議会」を入れる。
- ◆ 第 3 項の支援について、職員を送り込む（推進会議）。

（住民自治協議会）

第 17 条

- ◆ 以下の条文を追加すべき

逗子市長は逗子市職員より地域担当職員を任命し住民自治協議会の担い手として、市民及び地域団体等に協力し行政担当として地域の問題解決を図ります。

住民自治協議会は地域において自治会・町内会等の基礎的な地縁団体、その他の市民公益活動及び市民がまちづくりに取り組み易くする為の行政、市民が協力して運営する地域の支援機関である。

→住民自治協議会は自治会等の支援機関として自治会よりも広域の地域の人的資源を集約し行政と協力・補完し問題解決を図る必要な担い手である。但

しあくまでも自治会等を補完支援するための中間機能を担うものである。

- ◆ 市長、議会に左右されない仕組み。
- ◆ 住民自治協議会はメインプレーヤーではなく自治会のサポート。基本的なコンセプトを入れる。
- ◆ 行政の下請けではない。
- ◆ 職員の役割をどこかに入れる。

(子どもの参加)

第 18 条

- ◆ 子どもたちに、どのように教えるか。
→学校に配付するだけでは▲。自主的に勉強できるよう市民が関わっていく等、学校（教員）だけ、市だけではない取り組み。そのためには、一般市民へこの条例を周知することが必要。

(若い世代の参加と協働)

第 19 条

- ◆ 第 1 項の「特段の配慮と工夫」とは具体的に何なのか？

【差替】 市は、若い世代（18 歳以上 60 歳未満）、市民及び事業者と連携を図りながら若い世代（18 歳以上 60 歳未満）が活躍するまちの形成の推進に取り組むものとする。

- 2 市は、若い世代（18 歳以上 60 歳未満）が市政に対して意見を述べることができる機会を確保し、市政に反映するよう努めるものとする。
- 3 市は、若い世代（18 歳以上 60 歳未満）が多く訪れるような機会又は場所を提供するよう努めるものとする。

IV 市政運営

(市政運営の基本)

第 20 条

- ◆ 第 3 号中「市民からの要請に対して誠実に応答すること」は、市民から行政と距離を感じているということ
- ◆ から、あえて明記したのかもしれないが…。市民→行政、一方的なイメージ。時間的な概念も入れるべき、いつまでに？ 2号に含まれている。例えば、市民との意見交流の場を持つこと。
- ◆ 第 2 号と第 3 号は逆がいい。

(情報公開)

第 21 条

- ◆ 第 1 項の「情報を積極的に」は、「情報をすべて積極的に」にする。
- ◆ 第 2 項の「公開することを原則とし、」は、調布市実施済み。調布市では公開可能な情報をすべて HP に載せている。財政問題も市民には原因が不明。全部開示して問題のない文書はあらかじめ HP で公開する。できない理由は何か。出された情報が既に市政のフィルターにかかっている。(現行) → 全ての情報が出されたうえで、市民に選択させるべき。

【差替】 議会及び市長等は、行政文書を分かりやすく作成し、かつ、適正に保管するための仕組みを整備するものとします。

- 2 議会及び市長等は、保有する情報の公開を市民が請求することができるよう必要な措置を講ずるものとします。
- 3 市は、市民から苦情、要望、提言、意見等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。

(個人情報保護)

第 22 条

- ◆ 「別に条例で定める」は、具体的な条例がわかる工夫を。

【差替】 市の執行機関は、個人情報を保護し、漏洩を防止するものとする。

- 2 市の執行機関は、市民から自己に関する個人情報の開示、訂正及び削除の請求が行われた場合は、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(情報発信)

第 23 条

- ◆ 市→市民に対しての情報発信を今までのワークショップで討論してきたよ

うな…。市が持っている情報→市民等に開示していく。21条にある。

- ◆ 市外の人への発信→今まで条例等にそのような視点がなかった。交流人口・定住人口とは違った意味合い。関係人口→興味・関心を持っている人たち(実際に住んでいない、観光客でもない)
- ◆ 小坪のワカメ(昔、宮内庁、皇家への献上品)、フェアトレードとか、リペアカフェは逗子が一番最初。
- ◆ 視点として、(表現は難しいが)市民も行政側もみんなが逗子市のPRマンというような表現を入れるのはどうか。

(総合計画)

第24条

- ◆ 第3項中「公表するもの」とあるが、今後の展望も提示してほしい。

【差替】市は、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市は、総合計画の策定にあたっては、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。
- 3 市は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、適切に進行管理を行うとともに、その結果を定期的に市民にわかりやすく公表しなければならない。
- 4 市は、各分野の計画を定めるときは、総合計画に即するように努めなければならない。

(財政運営)

第25条

- ◆ 今ある財源をどうすべきか、という観点も入れた方が良いのでは。
- ◆ 第1項の「努めます」は、「行います」とまで言い切るかどうか。議論する必要あり。
- ◆ 第2項中「地域における資源」は、何を指しているかわからない。
- ◆ 第2項は、市長は・・・財源の基盤の強化(及び適正な配分)に努めるものとします。
→ ()内を追記する。

【差替】市は、中長期を見通し、健全な財政運営に努めなければならない。

- 2 市は、予算編成にあたっては、総合計画や行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。
- 3 市は、財政状況並びに予算並びに決算の内容をわかりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するように努めなければならない。

(広域連携)

第26条

【差替】 市は、他の自治体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的な対応等を行うことにより、市民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければならない。

【追加】(行政評価)

第●条 市は、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、施策等について行政評価を実施し、その結果を市民にわかりやすく公表するとともに、施策等への反映に努めなければならない。

2 市は、行政評価をするにあたっては、市民意見を反映するなど客観性及び公正性を高めるように努めなければならない。

【追加】(危機管理)

第●条 市は、災害その他の緊急時に備え、市民、関係機関及び他の自治体と相互に連携協力し、総合的かつ機動的な体制の確立に努めなければならない。

V 条例の実効性の確保

- ◆ 一言でいえば、市長は勝手に決めずに市民に聴いてから行うこと。
- ◆ 「努める」でなく、すべきこと。→全部直す（「します」「しなければならぬ」へ）

（条例の普及啓発）

第 27 条

- ◆ 第 2 項「行政」は、広い意味。子供たちが意見を言える機会を設ける。中学校の空き時間を使う。誰が？未来協議会の存続。

（条例の実効性の確保）

第 28 条

- ◆ オンブズマンが必要。載せるべき。無理なので別の条例、「推進組織」で足りる？意見が分かれる。
- ◆ 第 1 項の「推進組織」は、「推進組織及びオンブズマン」に改める。
- ◆ 推進組織は、別の組織。継続性、情報公開、フィードバック。

【差替】 市長は、この条例の実効性を確保するため、毎年、市民へ啓発及び職員研修等を実施します。

- 2 市長は、この条例に基づく市長等の取り組みの進行を管理するとともに、その結果を取りまとめ、市民に公表します。
- 3 この条例の運用状況を点検するとともに、この条例の趣旨に関し普及啓発を図るため、推進委員会を設置します。
- 4 推進委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が規則で定めます。

（条例の検証と見直し）

第 29 条

- ◆ 行政は、この条例の施行の状況や効果等を検証し、（〇年ごとに定期的な見直しを検討するとともに）、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例に見直し等の必要があると認めるときは、（速やかに）必要な措置を行います。
→（ ）内を追記する。
- ◆ 期限を決め見直しする。

【差替】 市長は、この条例の施行の日から 4 年を越えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行う等の必要な

処置を講じなければなりません。

- 2 市は、この条例の見直しに当たっては、広く市民の意見を聴かなければなりません。
- 3 前項の規定によるこの条例の規定についての検討を行うため、推進委員会を置かなければなりません。
- 4 推進委員会は、委員7人以内をもって組織します。
- 5 委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱します。
- 6 委員の任期は2年とします。
- 7 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定めます。

その他

- ◆ 総則だけでお腹一杯。大事な条例なのに最後まで読む気力がなくなってしまった。
- ◆ どうやって市民に読ませるのか？配布などは考えていないのか？
- ◆ 市民が参加するイベントなどで条例をからめて自然に読める、興味を持てる楽しい仕組みを条例制作チームと並行して取り組んでもよいのでは？
- ◆ 条例を読む、理解した人にたまるポイントなどにより、花火大会などのイベントでの優先座席をゲットできるなどのご褒美があると良いのでは？